

運賃改定案について

		事務局案				説明	
運賃 設定	基本 運賃	改定	実施する			⇒	運行開始当初より路線の新設や延長による運行経費の増加や、消費税増税による収入の減少がある一方、運賃は100円で据え置いているため、市の負担が非常に大きくなっていることから、適正な利用者負担を求める。
		金額	150円 (ICカード同額)			⇒	ルート、運行時間、設備等の利便性が路線バスより低いことから、路線バス初乗り運賃より低価格で設定する。 小銭のやり取りを少なくできる設定とする。
	割引 制度	割引区分	有無	割引後 金額	証明 方法等		
		高齢者 (70歳以上)	○	100円	独自証明書 の提示	⇒	ちゅうバスの運行目的の一つに交通弱者の外出支援がある。 値上げが原因で、いままで外出していた交通弱者が外出を控える事態を避けるため、交通弱者に対しては負担を現状維持とする。
		障がい者 (身体・精神・療 育いずれかの手帳 をお持ちの方)	○	100円	手帳の提示	⇒	障がい者は手帳の提示、子どもは自己申告により運賃が半額になる制度は多くの交通機関で導入されており、同様にちゅうバスでも割引を導入するが、金額は現状維持とする。
		子ども (小学生)	○	100円	自己申告	⇒	
		回数券	○	5%引き	21枚つづり (3000円)	⇒	現行どおりとする。 印刷費等のデメリットはあるものの、バ斯特の導入が難しいため、回数券を残すのが合理的である。
		バ斯特	×	—	—	⇒	要件なしで利用できる割引制度は残す。 ICカード利用者に限定して割引する根拠に乏しい、単独での導入ができない等の理由から、導入しない。
		未就学児	○	無料	自己申告	⇒	現行どおりとする。
		複数区分に該当する 場合の取扱い	×	100円		⇒	割引の趣旨は対象者の自己負担の現状維持であるため、複数区分に該当する場合にも、現状より安く利用できる設定は行わない。